

令和3年 第11回 浜松市農業委員会総会議事録

1.開催日時 場所

令和3年11月15日(月) 午後2時30分 市役所 北館1階 101・102 会議室

2.委員の出欠 出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 平尾温己 加茂龍雄 江間栄作 中村金夫
横井典行 足立侑律 袴田博子 根木常次 内山進吾 岡本純 山中秀三
杉山誠 後藤剛 森島倫生 鈴木英雄 水崎久司 中安千秋 伊藤安子
小柳守弘 鈴木要

欠席： 井上保典

3.出席した事務局職員

鈴木智久 木下穰 石川宗明 齋藤和也 平野寿宏 松本行弘 縣弘之 奥山英洋 河村幸一郎
嶋田哲也 吉山和志 藤下毅 内山忍 富永幹人 青木善敬 加茂真也 刑部智美

4.審議事項

第78号議案 農地法第3条の規定による許可について

第79号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について

第80号議案 農地法第4条の規定による許可について

第81号議案 事業計画変更承認申請について

第82号議案 農地法第5条の規定による許可について

第83号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

第84号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認
について

第85号議案 農用地利用集積計画の決定について

第86号議案 浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する意見について

第87号議案 「浜松市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更案に対する
意見聴取について

5.報告事項

報第80号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第81号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報第82号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報第83号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第84号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について

報第85号 滞納処分による公売に係る農地等の現況報告について

報第86号 農地の地目変更登記に係る報告について

6.その他

議事の概要

局長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

只今から令和3年第11回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員数ですが、24名のところ23名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。欠席者は議席番号21番、井上保典委員でございます。なお、会議中は携帯電話の電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。それでは、松島会長、ご挨拶に続きまして開会宣言をお願いいたします。

会長 みなさん、こんにちは。第11回の総会ということでお集まり願ひましてありがとうございます。時節の話になりますが、コロナも先月も話したと思いますが、だいぶ減って第6波が来ないように祈るだけですが、今のままでいけばウィズコロナという形ではありますが、また活動等を再開していきたいなど、そういうふうに思っております。その活動なんです、私7月のときに、確か皆様に、地域で、地区調査会単位で、何でもいいので活動していただきたいと言いましたが、実際に一生懸命やってくださっていますのでありがたいと思っております。その中で、何でもいいと言われても何が何でもいいというわけにも行かないので、どんなものが何でもいいんだというようなご相談を受けたことがありましたので、本当に何でもいい話なんです聞いていただきたいと思ひます。私、実はですね、来週26日、西部農業委員会協議会の講演がございます。その時の活動をちょっと自分で考えて入れようかなと思ひています。それは何かと申しますところの調査員全員、推進委員、私を含めて全員がそれに参加すると、100パーセント出席という目標をまず立てました。その目標に向かって、どうすれば皆様に出席いただけるかなと思ひまして、10月の調査会の調査会長のあいさつのときに、11月にこういう形でやるよと、SBSのパーソナリティーも来て、知名度のある方が来るから、みんな聞きにこようよということを言ってまず皆様に周知をいたしました。その中で、やはりこれだけではまだ足りないなと思ひまして、コロナ禍ではございますが、感染対策をしっかりとすうえで、ワゴン車を持っている方に、事前によかったら車を出してもらえないかと頼みまして、車を用意してみんなで行こうよという形で声掛けをいたしました。その結果、今の所11月の調査会のときの出席を見ましたら、全員が参加という形になっております。それまで、待ち合わせ時間、農協の支店の、何時に待ち合わせて行こうよと、いう形で話ができました。これがもし何かトラブルがなくて全員来週来ていただけたら、100パーセントの出席ということで、これも一つの地区での活動になるのではないかと、そう決めております。本当にこのような簡単な活動で結構ですので、活動に大きな活動、小さな活動というものはございません。皆様がこれちょっとやってみたいな、これやりたいなという形で、やっていただければ結構でございます。ぜひ地区での活動を重視いたしまして、浜松市農業委員会として頑張っていきたいなど、そういうふうに思っておりますので、ちょっと聞いていただきたいと思ひまして、お話をさせていただきました。それともう一つですね、この頃、先月暖かかったものですから、ジャケット等は羽織っていませんが、これからはせつかく、このように農業委員会バッジを皆様に貸与してありますので、こういった会合、総会の席等、また、来週の湖西市の農業委員さんとの会合の時には、浜松市の農業委員としての責任と自覚を持つという意味でもやはり、農業委員会バッジを着用して臨んでいただければ、またこれは一つの励みという

か自分への戒めにもなるのではないかと思いますので、ジャケット、スーツ着用の時には出来るだけ農業委員会バッジをつけて活動していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。それでは、只今から、令和3年第11回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は議長として松島会長をお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、議席番号12番の内山進吾委員、議席番号13番の岡本純委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第78号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いいたします。

木下 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

藤下 10月の総会で小柳委員からご質問があった件について説明いたします。農地法の研修テキストによると農業委員会の総会又は部会で農地所有適格法人の要件を満たしているか否かを確認することとなっているが、浜松市農業委員会ではどうしているのかというご質問の回答をさせていただきます。

小柳委員がご覧になった資料は、全国農業会議所が“研修テキスト”として発行しており、その中で農地所有適格法人の要件確認方法の一例として挙げているものです。農地法や農地法施行規則では要件確認方法について、そのような定めはありません。

農地所有適格法人の要件の確認については、浜松市農業委員会では、適格法人の要件確認書を事務局に提出していただいた後、農地法3条の申請予定地区の調査会において、その法人に出席をいただき法定要件だけでなく、営農計画などについて説明をしてもらい、問題がないか確認しています。

繰り返しになりますが、浜松市農業委員会においては総会ではなく各地区の調査会において事前に適格法人の要件を確認しております。

先月の質問に対する回答は以上でございます。

引き続き、今月の申請案件について説明します。

今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号182番外19件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が12件、贈与に係る案件が6件、使用貸借に係る案件が1件、区分地上権に係る案件が1件でございます。

それでは整理番号に丸を付した案件について説明いたします。

議案2ページ、地区「庄内」、整理番号187番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、西区庄和町の■■■■さん、64歳でございます。

この度、申請地を売買により取得し、規模拡大を図りたく申請にいたしましたものでございます。

申請地は、西区庄和町、村櫛町の畑、4筆で、取得後はニラ、しいたけを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案3ページ、地区「引佐」、整理番号200番は贈与に係る案件でございます。

譲受人は、北区引佐町黒渕の■■■■さん、69歳でございます。申請地は■■■さんの母親と親族が共同で所有する農地ですが、実際に耕作管理をしている■■■さんに生前贈与したく申請にいたったものでございます。

申請地は北区引佐町栃窪の畑、7筆で、取得後は引続きみかんを作付けしていく計画でございます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてのご報告をお願いいたします。

始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤委員 中央地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。

平尾委員 積志地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中村委員 庄内地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴田委員 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根木委員 新津・可美地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山委員 三方原地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本委員 都田地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山中委員 細江地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉山委員 引佐地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議長 最後に、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

中安委員 浜名・北浜地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第78号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第79号議案「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、お手元の議案 5 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

藤 下 この申請は、中山間地域の空き家に移住する方に限り、空き家と小規模農地をセットで取得できるよう、下限面積を個別に指定する申請となります。

手続きの流れとしましては、別段の面積及び区域の指定申請を行い、調査会、総会でご審議いただきます。総会承認後、県知事へ通知をし、下限面積の変更を行った後、所有権の移転又は権利の設定の申請をしていきます。

今月の申請は、地区「水窪」、整理番号 4 番の 1 件でございます。

それでは、地区「水窪」、整理番号 4 番を説明いたします。

申請者は、東京都渋谷区から天竜区水窪町奥領家に令和 2 年 11 月から移住している■■■■さん、42 歳です。

申請地は、天竜区水窪町奥領家■■■■外 3 筆、合計面積 551 m²、地目は畑で、水窪協働センターの北東約■■km に位置しております。

■■■■さんは、林業の仕事を行いたく、移住先を探していたところ、天竜区役所の中山間地域移住コーディネーターの方に紹介され、この地に移住することになりました。

■■■■さんは現在森林組合にお勤めで、農業経験はありません。今回、自宅に隣接した農地を取得し、里芋、キャベツ、ジャガイモなどの露地野菜等の栽培を行う予定です。今後、ご近所などからアドバイスをもらい、鳥獣被害対策を行い、農地の管理をしていく予定です。

総会で承認いただけましたら、申請地である水窪町奥領家■■■■■■■■の区域については、下限面積を水窪地区の基準である 2,000 m²から 551 m²とする旨を静岡県知事に通知していきます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 79 号議案「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 80 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木 下 議案 7 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

藤 下 今月の申請案件は、地区「積志」、整理番号 62 番外 5 件でございます。

転用目的別の内訳は、自己用住宅関連が 3 件、農業用施設が 2 件、貸駐車場が 1 件でございます。農地区分別の内訳は、農用地区域内農地が 2 件、第 1 種農地が 1 件、第 3 種農地が 3 件でございます。なお、是正案件は、62 番、64 番、65 番、66 番です。

また、駐車場の申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の

認定について確認し、問題がないことを確認しております。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

始めに、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。

平尾委員 積志地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加茂委員 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中村委員 庄内地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴田委員 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉山委員 引佐地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 最後に、中瀬・赤佐・鹿玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島委員 中瀬・赤佐・鹿玉地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第80号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第81号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いいたします。

木 下 議案9ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

吉 山 農地法第4条または、第5条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けた後、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされております。

今月の申請は、当初の計画を全て変更する「全部承継」が2件、一時転用の期間延長及び申請地を追加する「目的変更」が2件でございます。

議案9ページ、地区「河輪」、整理番号18番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である■■■■さん、承継者である■■■■さんでございます。

申請に至った経緯でございますが、当初の計画では、昭和■■年■■月に農地法第5条許可を受け、申請地に自己用住宅、車庫を建築する予定でしたが、その後、仕事の都合で計画が中断し、建築されないまま現在に至ります。

承継者の■■■さんは、現在借家住まいで家族も増え手狭となってきたため、申請地に自

己用住宅の建築を計画したものです。

申請地は、浜松市立河輪小学校の南東約 ■■■m に位置する農地でございます。

農地区分は、おおむね 10ha 以上の一団の農地の区域内であることから、原則転用ができない第 1 種農地に該当すると判断いたしました。申請地は集落に接続しており、例外的に認められる農地となります。

承継後の転用計画は、申請地に 145.53 m²の自己用住宅を建築するもので、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周には見切工を設置し、雨水は道路側溝、雑排水は公共下水道へ排水する計画となっております。

当初の許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

なお、事業計画変更後の 5 条申請につきまして、議案 20 ページ、整理番号 787 番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

続きまして、議案 10 ページ、地区「五島」、整理番号 19 番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である■■■■■、承継者である■■■■■
■■■■■でございます。

申請に至った経緯でございますが、当初の計画では、令和 ■■年 ■■月に農地法第 5 条許可を受け、申請地に ■■年間の一時転用で営農型太陽光発電設備の設置をいたしました。■■■■■
■■■■■は■■■■■を主な事業としておりますが、資材の高騰や物流の制限等により資金繰りに支障が生じたため、対応策の一つとして営農型太陽光発電設備の譲渡を計画いたしました。

承継者の■■■■■は、現在■■■■■の事業展開を行っており、営農型太陽光発電設備を譲り受けることを計画したものです。

申請地は、南区役所の東約 ■■■m に位置する農地でございます。

農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団を形成する農地であることから、原則転用ができない第 1 種農地に該当すると判断いたしました。申請は「一時転用」のため例外的な許可が適用できる農地となります。

承継後の転用計画は、申請地に設置された太陽光発電設備を承継するものです。

当初の許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、太陽光発電設備は設置済みで、下部農地の管理も問題なく、転用許可基準を満たすものと判断されます。

なお、事業計画変更後の 5 条申請につきまして、議案 21 ページ、整理番号 788 番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

続きまして、議案 11 ページ、地区「北浜」、整理番号 20 番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である■■■■■です。申請地は、浜松市立北浜東小学校の東約 ■■■m に位置する農地です。

申請に至った経緯でございますが、当初の事業計画では、陸砂利の採取場として、令和 ■■

年 月 から 年間の一時転用を予定していました。その後、掘削作業は順調に進み、埋め戻し作業を開始してしばらくして、雨天が続いたため、地下水位の上昇により農地復元に悪影響が出る可能性があります。工期内の完了を検討しましたが、優良な農地に仕上げるためには工期延長をするべきとの判断に至りました。

当初の許可内容の変更について、転用事業者の故意または重大な過失によるものではないと認められること、工事期間中は、5m の保安距離を確保し表土の流出を防ぐこと、外周には防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、掘削作業は完了し埋め戻し作業中であること、農地復元後は水稻を作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利採取計画の変更認可申請を提出していることから周辺への影響は軽微と思われ、転用許可基準を満たすものと判断いたします。

続きまして、議案 11 ページ、地区「中瀬」、整理番号 21 番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である 株式会社 でございます。

申請に至った経緯でございますが、令和 年 月 日に農地法第 5 条許可を受け、砂利採取事業をしておりますが、この度、申請地に隣接する土地の所有者から砂利採取事業用地として利用してほしいと依頼があったため、検討した結果、事業計画の変更を行うこととしたものです。

申請地は、中瀬協働センターの南約 m に位置する農地です。

転用計画は、現在の許可済地の北側に市道を隔てて 3 筆 1,001 m²、区域を拡張するもので、転用面積は適当と認められます。

当初の事業計画が変更となったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、工事期間中は 2m～5m の保安距離を確保し表土の流出を防ぐこと、外周には防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、キャベツ、ジャガイモ、サツマイモを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、地元自治会との協議が完了していることから、周辺への影響は軽微と思われ、転用許可基準を満たすものと判断いたします。

なお、事業計画変更後の 5 条申請につきまして、議案 26 ページ、整理番号 822 番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せて、お願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
森島委員 会長。

議 長 はい、森島委員。

森島委員 一時転用の扱いについて、確認をしておきたいと思います。一つの例として、今日の案件でいいますと、20 番の案件を例にとりますが、雨が降って埋め戻しの作業が遅れたというようなお話でございまして、年間の延長を求める案件であります。このあたりのところが理由と、期間の必要性について、私なりに厳密性を欠いているのではないかと、もっと早く雨がやんで、状況が良くなれば 年もかからず出来るのではないかとというような感想を持つわけです。私の認識が違っていればご指摘をいただきたいと思います。一時転用の難しさというのは、一回手を

つけられてしまうと、こういう形で延長の事業計画の変更を求められる。これが何回まで認められるのか、というのは私にはちょっとわかりませんが、そこを教えてもらいたいと思うのですが。何らかの理由をつければ、相当引っ張られて、私たち農業委員会の指導が十分徹底されないようなことがもし発生すると、我々の仲間たちである近隣の農家の人たちから見ると、違法、違反が平気で行われていて、それを農業委員会が、見て見ぬふりをしているというふうに見えるというところについての心配を私はしておりまして、農業委員会の行政指導が、そういう状況を誰がみても成程と思えるような形で、指導しなければならない。あるいは、直してもらうということでのある種の強力な手段を多分持ち合わせていないと思うのですけれども、そういう意味で違反が長きにわたって放置されているということが発生しないために、とりわけこの一時転用の事案で、現状事務局が今事務方として対応している状況について教えてもらいたいと思います。

議 長 　　では事務局から。

富 永 　　浜北農地利用グループの富永です。ただ今の森島委員の質問についてお答えさせていただきます。まずこの議案の見方について説明させていただきます。議案 11 ページ、整理番号 20 番についてでございますが、その中の一番右側の転用事情という欄を見ていただきますと、上と下で欄が分かれていまして、一時転用(■年間)というのが上の欄に書いてあります。下の欄に書いてあるのが一時転用(■年 ■ヶ月)、この意味がですね、当初 ■年間だったものが ■年 ■ヶ月になりますよ、■ヶ月間延長しますよという意味になります。次に、計画変更についてでございますが、計画変更は 1 回まで、2 回までと回数が決まっているものではございません。その都度個別的に計画変更が必要かどうかを判断して行ってまいります。今回の案件に関しましては、砂利採取が終わっておりまして、埋め戻しの段階ですので、今回はやむを得ず、期間が延長されたのも、今年の 7 月 8 月あたりで長雨が続いたのもあり認めていくということでございます。またさらに耕作者に関しましては、水稻の認定農家さんが決まっております。そちらの農家さんからも、この期限で来年度の耕作も問題ないということも確認が取れております。以上です。

議 長 　　森島委員からの質問を整理させていただきますが、まず、こちらの案件の一時転用は最長が 3 年ということでもいいわけですね。ですから ■年 ■ヶ月までの ■ヶ月の延長ができる。

富 永 　　はい。青地の一時転用は 3 年間までと国の通知で決まっております、白地の場合は 5 年間となります。今回の農地は青地になるので、3 年間までは一時転用出来るということになります。

議 長 　　雨の影響でやむを得ず ■ヶ月の延長を申し出たという形でよろしいですか。

富 永 　　はい。長雨のために農地復元がうまく出来ない可能性がある、安全に農地復元がしたい、優良な農地に復元したいということで、今回 ■ヶ月延長するものです。

議 長 　　森島委員、このような形でよろしいでしょうか。

森島委員 　　はい。わかりました。直接的にこちらの整理番号 20 番の案件とは少し離れますけれども、一時転用の農地復元がうまくいかなかった場合に、我々ができる行政指導の範囲というのは限られていると私は思うのです。そのことについて無力だと、農業委員会は無力だというふうに近隣の農家さんに見られないようにするためには、現状の対応でいけるかどうかということについて伺いたかったということです。

富 永 今回の件に関しましては、やはりその後の農地復元にどれだけ影響があるかというところを事務局としては確認しております。もし今回この延長によって農地への復元が遅れて次の時期の作付けが出来ないということになりますと、問題になるかなと思っております。後は法律的に計画変更が出来る年数かかどうか、故意に延長するものなのか、重大な過失があるのかということも確認してですね、そういったところが今回認められなかったので許可していく方向で考えております。

森島委員 会長。

議 長 はい。森島委員。

森島委員 私この場で中々ものが言えないで奥歯に挟まったようなものの言い方していますが、我々は心配な案件を抱えていますので、そのところについては事務局の皆様方と、行政指導がきちっとした力を持つような方策を事前に検討しておいてもらいたいということです。今日のところは以上で終わります。

議 長 ではその他ございますでしょうか。

(意見なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 8 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第82号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いいたします。

木 下 議案 13 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

吉 山 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 742 番外 80 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が 2 件、自己用・共同住宅関連が 34 件、事業用の建物関連が 8 件、駐車場、資材置場等事業用のその他施設への転用が 20 件、太陽光発電が 5 件、営農型太陽光発電が 1 件、一時転用が 11 件でございます。

また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 12 件、第 1 種農地が 8 件、第 2 種農地が 6 件、第 3 種農地が 55 件でございます。

なお、是正案件は整理番号 761 番、767 番、776 番、783 番、794 番、802 番、813 番でございます。

また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、整理番号に丸を付した案件について、説明いたします。

議案 16 ページ、地区「積志」、整理番号 759 番をお願いします。

東区中郡町の田畑 6,691 m²について、砂利採取をしたいという申請でございます。

申請者は、東区笠井新田町に本店を置き、砂利採取業を営む法人です。

この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から ■ 年間の一時転用申請に至ったものでございます。

申請地は、浜松市立笠井中学校の西約 ■■■ m に位置する農地です。

申請地は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である3年以内の一時転用に該当いたします。

本事業は、1:1.5(33°)の安定勾配で掘削し、掘削面積3,150 m²、最大掘削深10m、総掘削量は11,967 m³を予定しております。

工事期間中は、2mから5mの保安距離を確保し、表土の流出を防ぐとともに、外周には、防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、畑はレタス、キャベツ、サツマイモ、田は水稻を作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、「砂利採取事業/事前審査意見書」の措置報告書の提出を受けていること、地元自治会との協議が完了していることから、周辺への影響は軽微と思われる、許可相当であると考えます。

続きまして、議案18ページ、地区「湖東」、整理番号771番をお願いします。

西区湖東町の畑3,070 m²について、倉庫を設けたいという申請でございます。

申請者は、■■■■■に本社を置き、■■■■■を営む法人です。受注増加により既存の倉庫では不足するため、既存施設に隣接する申請地に倉庫を新築することで、今後の更なる受注増加に対応したく、申請に至ったものでございます。

申請地は、浜松西インターチェンジの南西約 ■■■ m に位置する農地です。

農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えているため第3種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、倉庫、事務所、駐車場、緑地、調整池を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切工を設置する計画であること、雨水排水は敷地内側溝から調整池に流入させ道路側溝へ制限放流し、汚水、雑排水は合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案24ページ、地区「三方原」、整理番号810番、811番をお願いします。権利の種類が異なるため整理番号を分けておりますが、同一の転用事業者による一体の事業計画であるため、併せてご説明いたします。

北区豊岡町の畑3,754 m²について、工場敷地の拡張をしたいという申請でございます。

申請者は、■■■■■に本社を置き、■■■■■を営む法人です。受注増加に伴い既存の工場では手狭となったため、敷地を拡張し工場を増築したく申請にいたったものでございます。

申請地は、浜松市立三方原中学校の東約 ■■■ km に位置する農地です。

農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていることから、第3種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、工場、駐車場、緑地、調整池を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンスを設置する計画であること、排水計画は、雨水排水は敷地内側溝から調整池に流入させ既設水路へ制限放流し、汚水、雑排水は公共下水道へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてのご報告をお願いいたします。

始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤委員 中央地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡瀬委員 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

中ノ町・笠井地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。

平尾委員 積志地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加茂委員 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江間委員 湖東地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中村委員 庄内地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足立委員 778 番について、私が以前申し上げた通り違反転用があるということを事前に申し上げてきたのですけれども、それに対応してなかったそうです。今回の申請にあたり、対応してくれたと。こういうことではなく、私が言ったときに対応してもらわないと、何回私が言ったかということになりますので、事務局はよく認識のうえ対応していただきたいと思います。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴田委員 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根木委員 新津・可美地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山委員 三方原地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本委員 都田地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
後藤委員 三ヶ日地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。
中安委員 浜名・北浜地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
議 長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。
森島委員 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

足立委員 (足立委員 挙手)
議 長 はい。足立委員。
足立委員 議案に丸印を付ける基準はなんでしょうか。
縣 農地調整グループ長の縣です。説明案件丸印についてご説明いたします。基本的には転用面積 3,000 m²以上の大規模なものについて丸印をつけて説明させていただいております。例えば同じ事業者で権利関係が異なって 1,500 m²、1,500 m²というような内容の事業であれば、合わせて3,000 m²を超えるということになりますので、そういった案件についても、説明案件として説明させていただいております。以上です。

足立委員 3,000 m²という大きいですよ。以前はもっと面積が下だったと思うのですが、農業委員会総会が市全体で行うようになり説明が長くなるので説明案件の面積を上げたと思うのですが、重要な案件は規模面積にかかわらず説明していく必要があると思います。それともうひとつ、私たちに許可申請の現地調査書類が送付されますが、その時には事務局の方は現地は確認されているのでしょうか。
縣 3条の許可申請については事前に確認していますが、4条5条の転用許可申請については皆様方のほうで現地調査をお願いしております。ご理解のほうお願いしたいと思います。

足立委員 一回見てないんですか。それでは。
縣 4条5条の転用許可申請につきましては、事前に相談があれば現地を見させていただく場合もありますが、通常は事前に見るということはありません。

足立委員 丸印のついた案件については少なくとも見ておく必要があるんじゃないですかね。それでないと、言っていることと説明していることの整合性がとれません。それともうひとつ、私たちが地区の調査会で説明しているときに、事務局とミスマッチがあるんですね。それはどういうことかといいますと、やっぱり事務局のほうは農地法によってという言葉が返ってきます。私たちのほうに。私はとんちんですので農地法よくわかりませんが。それともう一つ、特例事情があるんだぞと。
議 長 足立委員。今は調査会の話をしているので、その件についてはまた後に回していただければ。調査会の結果について問題があるかないかのご報告だけお願いします。
足立委員 わかりました。
議 長 その他ございますでしょうか。
森島委員 (森島委員 挙手)

(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 83 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 84 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木 下 お手元の議案 29 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

吉 山 相続税の納税猶予の特例の適用から 20 年経過することによる、相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

今月は、地区「神久呂・雄踏・湖東」、整理番号 13 番、1 件でございます。

被相続人は、平成 ■年 ■月 ■日に亡くなられた、■■■■さん。

相続人は、西区古人見町にお住いの、子の■■■■さん、70 歳です。

申請地は西区大久保町■■■番■、雄踏町山崎■■■番■、古人見町■■■番、外 9 筆で、特例農地の面積は、申告時は 14,976 m²でしたが、平成 ■年 ■月、一部確定により 310 m²の減となり、現在は 14,666 m²となっております。

現地調査をした結果、水稻、柿、じゃがいも等が耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

森島委員 会長。

議 長 はい。森島委員。

森島委員 備考の欄の、一部確定により面積減少とありますけれども、法的根拠は何なのか、どういう意味なのか伺います。

議 長 はい。縣グループ長。

縣 農地調整グループ長の縣です。一部確定による面積減少について補足で説明させていただきます。こちらにつきましては、平成 ■年 ■月に分家住宅を建築したことによって、一部面積を転用したものでございますから、納税が確定したものでございます。基本的には、納税猶予期間中は亡くなるまで耕作をし続けていなければならないものとなりますが、やむを得ない事情で転用するということになった場合においては、その転用した部分の面積分の相続税及び利子税が課されることとなります。以上でございます。

森島委員 (森島委員 挙手)

議 長 はい。森島委員。

森島委員 やむを得ない事情の範囲というのをちょっと教えてください。

議 長 はい。縣グループ長。

縣 納税猶予を受けている総面積の 20%までは転用目的を問わずして納税猶予を引き続き受け

ることが可能となります。

森島委員 わかりました。

議長 その他ございますでしょうか。

(意見なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 84 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 85 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木下 議案 31 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

刑部 それでは、別冊 1 につきまして事務局より説明いたしますが、委員該当案件がありますのでお願いします。

議長 それでは、委員該当案件がありますので、加茂委員、横井委員、後藤委員はご退室をお願いします。

(加茂委員、横井委員、後藤委員 退室)

議長 それでは、事務局、説明をお願いします。

刑部 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。

令和 3 年度第 8 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。

公告予定は令和 3 年 11 月 19 日となります。

2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 194 筆、18 万 9,660.36 m²の内訳でございます。

今月は、笠井地区での 5 筆をはじめとして、計 23 地区での利用権設定を予定しております。

その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。

1 ページから 17 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、19 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

7 ページの 36 番から 39 番をご覧ください。■■■■■さんです。西区舞阪町長十新田の■■■■■さんのもとで玉葱栽培を学び、今回の申請に至りました。西区馬郡町 ■■■■番外 3 筆の畑、計 1,210 m²を借り受け、玉葱の栽培を予定しております。

次に、7 ページの 40 番から 8 ページの 45 番をご覧ください。■■■■■です。代表取締役の■■■■■さんが西区神原町の■■■■■さんのもとでブルーベリー栽培を学び、今回の申請に至りました。西区村櫛町 ■■■■番外 5 筆の畑、計 2,485 m²を借り受け、ブルーベリーの栽培を予定しております。

次に、8 ページの 46 番から 9 ページの 57 番をご覧ください。■■■■■です。■■■■■さんが山形県酒田市の■■■■■さんのもとで農業学び、今回の申請に至りました。西

松 本 農用地区域除外、編入などを担当しております農地利用課農地活用グループの松本と申します。よろしくお願ひします。日頃農業振興地域制度事務につきましてご理解ご協力いただきましてありがとうございます。本日ご覧いただきたい資料は、別冊 2 となります。それではお手元の資料の別冊 2 をご覧ください。本日ご説明させていただきますのは、本店 7 月 26 日から 8 月 6 日にかけて申し出を受けました、第 84 回随時変更の農用地利用計画の変更案でございます。資料の内容についてですが、2 ページには全体の集計表、3 ページには除外をすることができる要件を記載した資料、4 ページから 28 ページが区別の一覧表、29 ページから 44 ページまでが本日説明させていただく案件の案内図及び配置計画図となっております。今回の件数についてですが、2 ページをご覧ください。浜松市全体で除外が 224 件、編入が 6 件でございます。各区の内訳を申し上げますと、除外は中区 7 件、東区 57 件、西区 37 件、南区 24 件、北区 62 件、浜北区 45 件、天竜区 2 件、編入につきましては、東区 2 件、南区 1 件、北区 3 件となります。なお、これは参考ですが、諸事情により申し出後取り下げされたものが東区 3 件、南区 4 件、北区 5 件の合計 12 件でございます。この 12 件は先程申し上げた 224 件には含まれておりません。次に 4 ページから 28 ページをご覧ください。こちらには区別の個別案件一覧表がありますが、表の右のほうに農振法という欄がございます。この欄には除外、転用する手続き上、関係する許認可などの見込みが現時点ではないものなど、農用地利用計画の変更が難しく容認できないと現時点で判断した案件について三角を記載しました。三角以外の空欄となっている案件につきましては、除外の要件を満たしており、市の関係各課と協議の結果、除外もやむを得ないと判断されたことから、農用地利用計画の変更について、県の同意を求めている案件でございます。次に農用地除外について、簡単に説明をさせていただきたいと思います。農用地除外は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、市が定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更し、設定されている農用地区域(通称:青地)から農用地区域外(通称:白地)にする手続きをことを言い、一般的に「除外」と呼んでおります。また、その逆に白地農地等を青地に変えることを「編入」と言い、これらの計画の変更にあたっては、農振法施行規則において「農業委員会の意見を聴くもの」と規定されていることから、今回、農地法の観点からご意見をお聞きするものでございます。

次に除外の要件についてご説明させていただきます。別冊 2 の 3 ページをご覧ください。こちらは農振法の第 13 条第 2 項第 1 号から第 5 号を抜粋し、要約したものでございます。これらの全ての要件を満たす場合に除外ができることとされております。今後の主な手続きの流れとしましては、静岡県への事前協議、11 条公告、縦覧、異議申出期間を経て、静岡県の同意を得た後、12 条公告を行い除外が決定いたします。その後、これらの手続きとは別に農地転用や都市計画法の許可申請といった個別の申請手続きを行うこととなります。なお、農地転用許可は個々の申請に対する個別の許可ですが、除外は市全体の計画の変更という位置付けとなるところに違いがあります。

それでは個別案件の説明に入らせていただきます。本来であれば全ての案件をご説明させていただくところではございますが、件数も多いことから、説明は資料別冊 2 の 4 ページから 28 ページ一覧表内の右の方の農振法欄に三角と記載した案件の中区 1 件、東区 3 件、北区 4 件の合計 8 件とさせていただきます。それでは区ごとに中区、東区、北区の順番で担当者から

説明しますのでよろしくお願いします。

嶋田 それでは中区 2 番につきまして説明いたします。資料の一覧表の 4 ページ 2 番、案内図等は 29 ページ、30 ページをご覧ください。申出者は、本家の隣接地に分家住宅の建設を計画しています。位置選定については、他に建築可能な土地がなく、やむを得ないと考えます。しかし申出地は周辺を青地農地に囲まれており、東側は認定農業者、西側は大規模営農者の耕作地となっております。西側の農地から 1メートルの位置に平屋住宅を建築する予定であり、西側の営農者からももう少し離隔を確保してほしいとの要望が出ていると聞いております。以上の経緯から、現時点では除外することが難しいと考えますが、西側の営農者の営農に支障がないことが確認できた場合には容認する案件とします。

続きまして東区 38 番について説明いたします。資料の一覧表の 7 ページ 38 番、案内図等は 31 ページ、32 ページをご覧ください。申出者は第 82 回随時変更で物置と駐車スペースを確保するために敷地の拡張で除外したが、転用せずにさらに敷地を拡張する計画です。第 82 回申出時の計画と相違する点もあり、拡張が完了していない中でさらに敷地を拡張する必要性の説明が不十分です。以上のことから現時点では除外することが難しいと考えますが、県との事前協議までに必要性について計画が妥当でありやむを得ないと判断できた場合には容認する案件といたします。

続きまして東区 55 番について説明いたします。資料は一覧表の 9 ページ 55 番、案内図等は 33 ページ、34 ページをご覧ください。申出者は貨物運送自動車業と倉庫業を営む法人です。今回申出地の北西側の敷地で今年 3 月に 5 つの倉庫が稼働しましたが、当初見込んでいたよりも取扱量が増え、一日の搬入車両が 20 台から 35 台増加したとことにより、トラックが敷地内に停滞し、搬入作業の効率が悪化しています。トラックは袋井営業所発着の計画でしたが、増加する 15 台につきましては浜松営業所に配置するため、トラック及び運転手の確保をする計画です。申出地の南側に水田が残りますが、給排水には支障がありません。しかし、駐車台数の根拠や使い方など、必要性や法根拠が十分に説明されておらず現時点では除外の 5 要件が満たされる状況ではありません。以上のことから現時点では除外することは難しいと考えられますが、事前協議までに不足資料が提出され、必要性、規模根拠が確認できましたら容認する案件といたします。

続きまして東区 60 番について説明いたします。資料は一覧表の 9 ページ 60 番、案内図等は 35 ページ、36 ページをご覧ください。申出者は自動車の販売及び整備事業を営む法人です。整備件数が増加しており東区長鶴町にある既存の整備工場が手狭になっていますが、拡張できる土地がなく工場を移転する計画です。申出地は都市計画法上で自動車整備工場の立地に必要な県道に接してはいるものの、一団の積極的に耕作されている水田の一角で、街区内には青地以外の土地はありません。建物は申出地の北西側に配置される計画で、北側と西側に水田が残りますが、離隔がそれぞれ 1.3m と 1m しかなく、北側については残る農地の耕作に支障がないことの確認ができていません。また、位置選定条件として関連会社がある長上地区内を挙げていますが、関連会社との連携内容は不明瞭で、既存店舗は中区佐鳴台と東区神立町であることから、位置選定及び代替検討が不十分であると考えます。以上のことから現時点では除外 5 要件のうち 1 号要件及び 2 号要件を満たしていないため、除外は難しいと

考えますが、事前協議までに位置選定、代替え検討表内容が除外することがやむを得ないことが認められれば容認する案件といたします。

続きまして北区の説明に入ります。北区の担当者から説明いたします。

内 山 北区 8 番について説明いたします。資料は一覧表 17 ページ 8 番、案内図等は 37 ページ、38 ページをご覧ください。申出者は自己用住宅を建築するよう実家近くで分家住宅を計画したものであり、位置の選定や規模は妥当であると考えられ、立地的に農作業への影響は軽微なものと考えます。しかしながら、実家離れの敷地及びその隣接農地の利用方法について違反があり、現在も転用計画者が建築基準法、都市計画法について担当課と調整中であることから、現時点では除外することが難しいと考えられ、事前協議までに調整できた場合には容認する案件として取り扱います。

続きまして、北区 43 番について説明いたします。資料は一覧表 20 ページ 43 番、案内図等は 39 ページ、40 ページをご覧ください。申出者は産業用ロボットの製造、請負及び自動車部品の製造、請負などを行う法人で、豊岡町の [] でスペースを借りて請負作業を行っていましたが、[] が事業拡大のためスペースを貸すことが困難となったため、ダクトカット業務のために高丘工場を急遽借用しましたが、手狭で発注に追いつかないため自社工場の建設を計画したものです。しかしながら 78 回除外で計画したロボット組み立て業務の新工場が今回申出地の北側に完成しましたが、都市計画法の開発手続きが未完了で、必要とされる事前の企業調査も行われておらず、都市計画法の許可見込みがないことから、除外は難しいと考えます。

続きまして、北区 50 番ですが、取り下げ書の提出がありました。お手元の資料別冊 2 の 20 ページの 50 番、案内図等は 41 ページ、42 ページの案件につきましては、農用地利用計画の変更案から外すこととなりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、北区 56 番について説明いたします。資料は一覧表の 21 ページ 56 番、案内図等は 43 ページ、44 ページをご覧ください。申出者は、掘削やコンクリート施工などの土木建築業を行う法人で、効率化を図るため豊岡町にある本社以外の資材置場を集約するよう計画したものです。申出地は白区域であり、宅地と道路に囲まれた農地で、農作業の効率化にも支障はなく、位置はやむを得ないものと判断しています。しかしながら、豊岡町の本店所在地の敷地について都市計画法違反があり、現在も転用計画者が担当課と調整中であることから、現時点では除外することが難しいと考え、事前協議までに調整できた場合には容認する案件として扱います。

説明は以上でございます。以上、第 84 回随時変更の農用地利用計画変更案となります。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

議 長 それではご意見等もないようですので、第 86 号議案「浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する意見について」は、「特段異議はありません」ということで、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、回答することといたします。

次に、第87号議案「浜松市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に対する意見聴取について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木 下 議案 35 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

河 村 それでは、右上に「別紙 87 号議案」と書かれている資料「浜松市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に対する意見聴取について」をご覧ください。浜松市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に対しての、農業委員会から浜松市に対しての意見でございます。同構想につきましては、担い手農業者の育成と農地集積についての目標、目安、手法を示したものでございます。変更案につきましては、先月の総会でご説明させていただきまして、意見がある場合につきましては、今回の調査会までに意見書を提出していただくようお願いをしておりました。ご意見につきましては、2 名の方から提出がございました。内容につきましては、2 名とも 1 経営体あたりの所得目標と労働時間目標について、農業者がわかりやすい記載を求めるとのご意見でございました。構想の記載内容につきましては、国、県等により定められていて、表記の変更ができるもの、できないものがございますが、農業委員会としましては、可能な限りの対応を求めるといたしまして、行政の答申書の形式もございまして、別紙の裏面のとおり変更案に対しまして担い手の育成目標についてわかりやすい記載方法としていただきたいとの意見を付させていただきまして浜松市に回答するという形でございます。今後市といたしましては、農業委員会外 10 団体の意見を踏まえまして、県との協議のうえ成案を作成してまいります。

説明は以上でございます。

議 長 こちらの件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

森島委員 会長。

議 長 はい。森島委員。

森島委員 今事務局がお話になった浜松市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案、さらっと説明がありましたが、とても大事な案件、事案です。つまり地域で農業を担っていく担い手、あるいは認定農業者の方にとっては、こういう経営を目指なさいということ、国が県に進達をして、県からまた浜松に意見を求められてきているという意味でいうと、地域で農業をやっている人たちにとってはとても大事。それから特に若い人にとってはこれからの農家人生、百姓としての人生を歩んでいくうえでとても大事な説明だったと思います。説明にあったように、ここで浜松の農業委員会の意見としてはたったこの一行という文言になるわけですが、この言葉の重みや中身の深さについて、隣には全国の認定農業者協議会の会長の水崎さんもおいでになりますけれども、意見が全国から集められて次の我々農家、農業生産者の仕事の形が決められていくということですから、我々としても会長にお願いしたところですが、極めて重大な関心をもって見守っていきたいと思っております。以上です。

議 長 今森島委員がおっしゃったとおり、重大なことでございますので、しっかりと進めていきたいと思っております。

その他ございますでしょうか。

(意見なし)

議 長 それではご意見等もないようですので、第87号議案「浜松市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に対する意見聴取について」は、原案どおり回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、回答することといたします。

次に、報告事項の第80号から第86号までを、事務局から報告をお願いします。

木 下 (報告事項)

議 長 それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

足立委員 (総会での説明案件と事務局による現地調査について)

足立委員 (農地法における転用の不許可の例外について)

足立委員 (白地・青地の範囲について)

森島委員 (調査会制度について)

縣 (是正の考え方について)

議 長 その他ございますでしょうか。

それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

河 村 (人・農地プランの地域の話合いについて)

局 長 (新年会の中止について)

齋 藤 (農業者年金加入推進セミナーの動画配信について)

齋 藤 (西部地区農業委員会研修会について)

齋 藤 令和3年 第12回 農業委員会総会

日時 令和3年12月15日(水) 午後2時30分から

場所 浜北区役所3階 大会議室

議 長 それでは、以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。

長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第11回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後4時30分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和4年1月14日

会 長 松島 好則

委 員 内山 進吾

委 員 岡本 純